

越知町告示第47号

越知町がけくずれ住家等防災対策事業実施要綱を次のように定める。

令和元年9月1日

越知町長 小 田 保 行

越知町がけくずれ住家等防災対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越知町がけくずれ住家等防災対策事業(以下「事業」という。)を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、近年多く見られる局地的な豪雨や、地震等でがけくずれ等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に事業を実施することにより、町民の生命、財産を守ることを目的とする。

(対象事業及び受益者負担率)

第3条 対象事業は、別表第1のとおりとする。

2 受益者負担率は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内で実施するものとする。

(対象者)

第4条 対象となる者は、越知町の住民基本台帳に記されているもので、納税等の町民としての義務を誠実に果たしている個人とする。

(事業申請)

第5条 事業の実施を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業実施申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(事業採択の条件)

第6条 事業の目的を達成するため、申請者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請者は、施工場所に申請者以外が所有する土地がある場合は、申請者の責任において、その土地について当該権利者の承諾を受けること。
- (2) 申請者は、第3条第2項に基づく負担金を入札日までに納入し、以後申請を取下げないこと。
- (3) 申請者は、事業の設計変更等により負担金に過不足が生じた場合は、町長の指示に従うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(事業実施の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、申請者に事業採択決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。また、不適当と認めたときは、事業不採択決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業実施の決定の取消し等)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消すことができ

る。

- (1) この要綱又は事業実施の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は工事に関し不正行為があったとき。
- (3) その他事業実施が、不相当と認めたとき。

(排除措置対象者)

第9条 町長は、申請者が排除措置対象者(越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者をいう。)に該当すると認めた場合は、事業実施の決定を行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

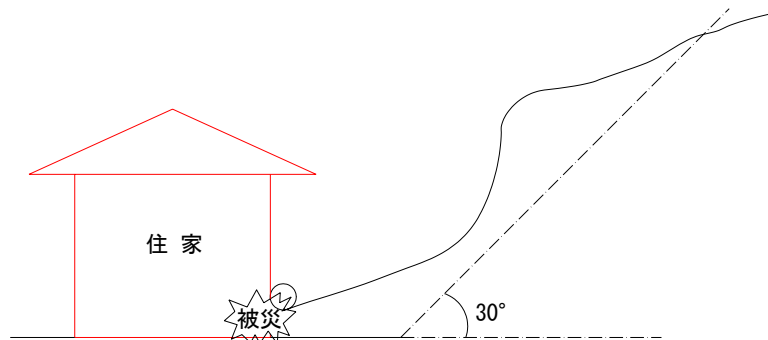
別表第1(第3条関係)

1. がけくずれ住家等防災対策事業の対象事業

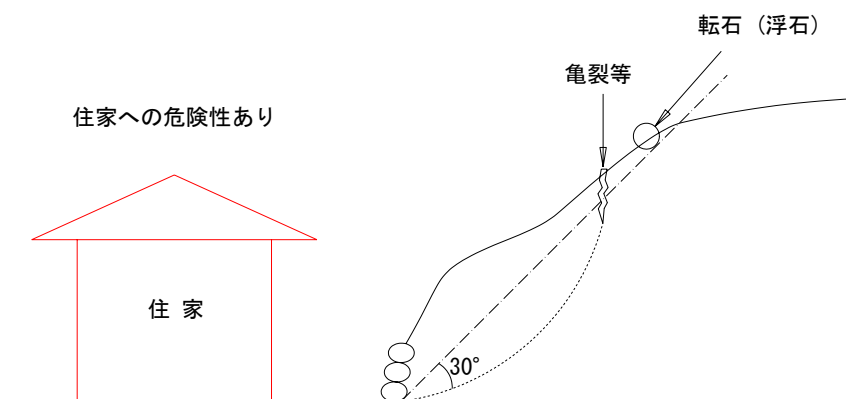
対象となる事業は、がけくずれ等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に他制度の採択要件に満たない事業で、除石、山腹工、擁壁その他がけくずれを防止するために必要な工事

2. がけくずれ住家等防災対策事業の採択基準

- ① 傾斜角が30度以上の自然がけや人口の石積や擁壁等の構造物が、がけくずれ等により住家に被害があり、他の制度により措置を講ずることができない住家が一戸以上ある場合。(災害)

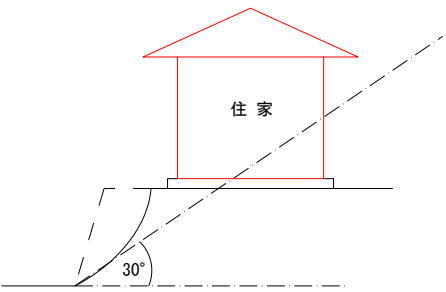
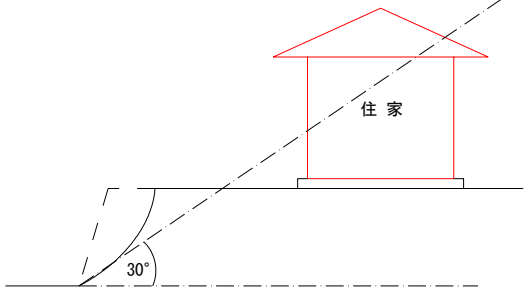


- ② 傾斜角が30度以上の自然がけや人口の石積や擁壁等の構造物において、崩壊等の予兆現象があつて住家に危険が予想される場合で、他の制度により措置を講ずることができない住家が一戸以上ある場合。(予防)

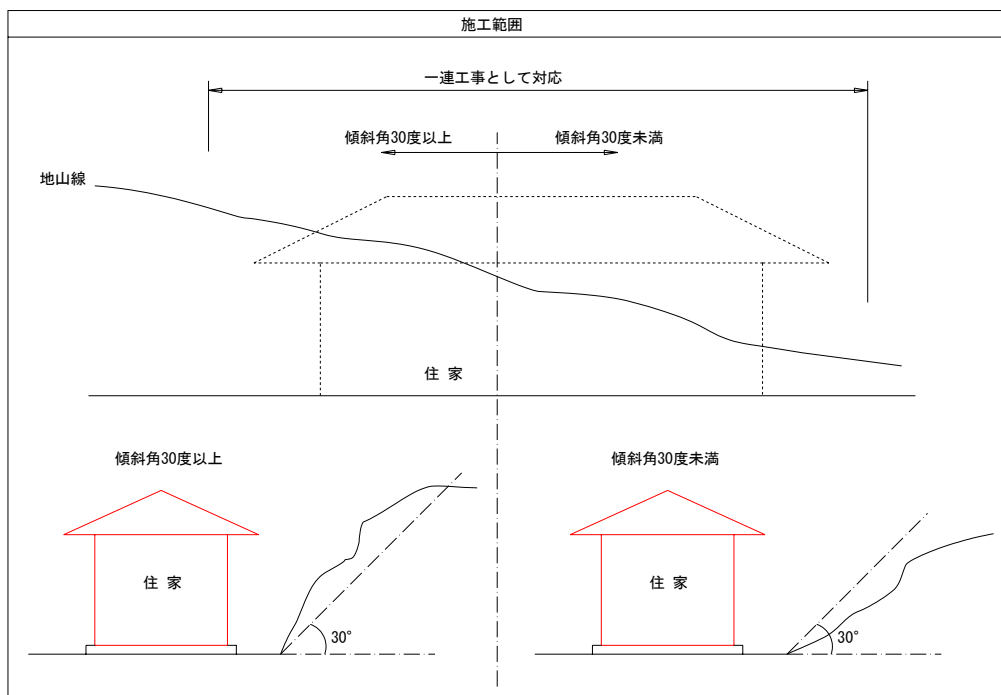


3. 対象範囲

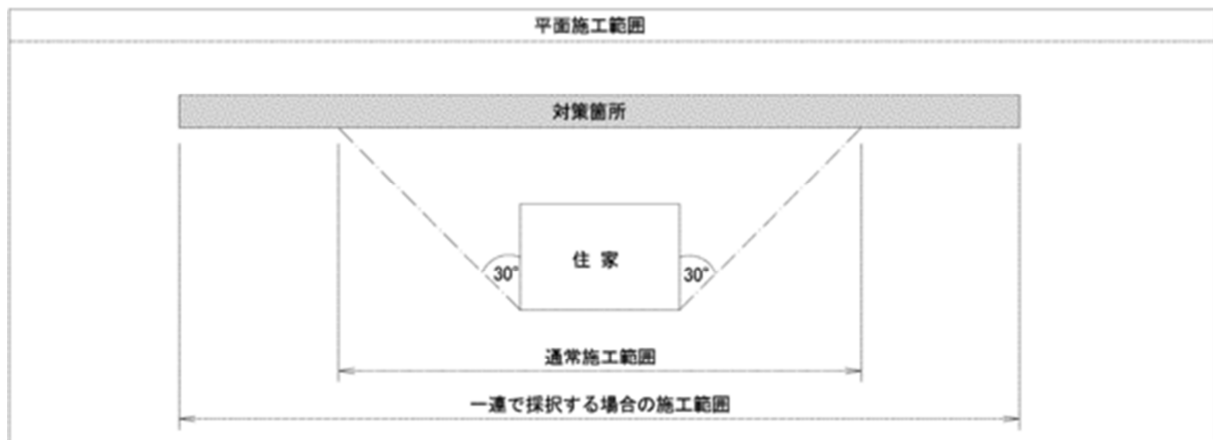
- ① 住家の背面及び、前面、側面も対象となるが、崩壊により住家に影響が予想される範囲とする。

採 択	不 採 択
	

- ② 住家の背面、前面、側面において、対象箇所の一部が傾斜角 30° 未満であっても、一連の区域として防災対策を行うことが必要と認められる範囲については施工することができる。



- ③ 住家裏の対策と合わせて一連の区域として防災対策を講じることが必要と認められる区域については、平面施工範囲における 30° を超える部分についても対象とする。



4. その他

- ① 住家と別棟で建てられている場合でも、住家と一連の宅地内であり日常的に使用する空間については対象となる。

(対象例:風呂、便所、作業場等 非対象:倉庫、車庫等)

- ② 上記のほか、町長が町民の生命、財産を守ることにおいて必要と認めた箇所。

別表第2(第3条関係)

越知町がけくずれ住家等防災対策事業 負担率について

諸条件	法定外公共物影響なし				法定外公共物影響あり				対象事業費
	一般	高齢	非課税	生活保護	一般	高齢	非課税	生活保護	
災害	30%	20%	20%	0%	18%	14%	14%	0%	上限 500万円
予防	35%	22.5 0%	22.5 0%	0%	20%	15%	15%	0%	

※1 上表における用語説明は以下のとおり

災害 … 住家が土石の侵入や一部破損等の被害を受けた場合で、放置すれば今後の降雨等により崩壊が拡大し、住家へ再度被害を及ぼす恐れのある場合。

予防 … 斜面に湧水または亀裂等の前兆現象により、住家へ被害が予想される場合、またはがけくずれが発生し、住家には土石の侵入や一部損害等の被害はないが放置すれば今後の降雨等により崩壊が拡大し、住家へ被害を及ぼす恐れのある場合。

一般 … 下記「高齢」、「非課税」、「生活保護」のいずれにも該当しない場合

高齢 … 65歳以上の独居老人、少なくとも1人が65歳以上の夫婦のみの世帯、要介護者(乳幼児を除く)のいる世帯

非課税 … 当該住家の居住者全員が「住民税非課税者」の場合

生活保護 … 当該住家の居住者全員が生活保護を受給している場合

※2 上限対象事業費(500万円)を上回る事業については500万円に負担率を掛けた額を負担し、残事業費については全額負担とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

越知町長 様

申請者 住 所
氏 名

印

越知町がけくずれ住家等防災対策事業実施申請書

年度において、越知町がけくずれ住家等防災対策事業を実施したいので、越知町がけくずれ住家等防災対策事業実施要綱第5条の規定により、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業申請場所 越知町

2 添付書類 確約書・位置図・状況写真

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

越知町長

越知町がけくずれ住家等防災対策事業採択決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度越知町がけくずれ住家等防災対策事業実施について、
越知町がけくずれ住家等防災対策事業実施要綱第6条の規定により、採択と決定しましたので通知します。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

様

越知町長

越知町がけくずれ住家等防災対策事業不採択決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度越知町がけくずれ住家等防災対策事業実施について、
越知町がけくずれ住家等防災対策事業実施要綱第6条の規定により、不採択と決定しましたので通知しま
す。

記

(不採択の理由)